

第47号様式(第77条関係)

運送取扱者	元個数	売買取引方

場	責任者検印	せり人	記帳者	売場
法	運送取扱者	元個数	売買取引方法	集荷方法
				販売方法

「買受人」
「卸売の相手方」

この表を。

第四十七号様式中「第57条第2項」を「第57条第2項第1号」に改め、同様式を第四十七号様式の二とし、第四十六号様式の次に次の一様式を加える。

新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓
に関する物品の買入れ承認(変更承認)申請書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿
奈良県中央卸売市場 部 仲卸業者
名称及び代表者氏名

奈良県中央卸売市場条例第57条第2項第3号1の規定により、新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する物品を買入れて販売するため承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 承認申請の場合

買入先	氏名又は名称	
	住 所	
販売先	氏名又は名称	
	住 所	
品 目		
数 量	の 上 限	
買 入	れ 期 間	
新たな国内産農林水産物の供給による需要の開拓の内容		
理 由		

2 変更承認申請の場合

変 更 す る 事 項	
変 更 を 必 要 と す る 理 由	

第48号様式の3 (第77条の2関係)

仲卸業者販売計画承認(変更承認)申請書

奈良県中央卸売市場場長 殿

年 月 日

奈良県中央卸売市場 部 仲卸業者
名称及び代表者氏名

奈良県中央卸売市場条例第58条第1項の規定による承認(変更承認)を受けたので下記のとおり申請します。

記

1 承認申請の場合

業務の内容	販売場所	
	商号・電話番号	
業務を営む理由	販売品目	
業務開始予定年月日		
事業計画画 <small>従業員、売上金額、定額課税、売上控除等器具的記入</small>		

2 変更承認申請の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第四十九号様式中「第58条第2項」や「第58条第4項」に於て、
 第五十号様式中「卸売予定数量等報告書」や「セリ又は入札及び相対取引の卸売予定
 数量等報告書」に「第62条第1項」や「第62条第1項第1号及び第2号」に

区分	月日に卸売する物品	卸売する物品	2号の承認を受けた物品	主要産地
種類	品目	数量	主要産地	数量
				主要産地

「
 区
 種

月日に卸売する物品				
取引別	セリ又は入札	相	対	取引
別				
類	品目	数量	主要産地	数量
				主要産地

の次に次の二様式を加える。

に於て、同様式

第51号様式の3 (第79条関係)

市場外にある物品の売上高報告書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 部卸売業者
名称及び代表者氏名

奈良県中央卸売市場条例第62条第2項第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

取引別	年月日	合計数量	数量	金額	委託・買付の別	販売価格		
						高値	中値	安値
せり又は入札	小計							
相対取引	小計							
	小計							

注 小計は、取扱品目の種類ごとに記入してください。

様式五十一(宝)様式五「主要品目卸売価格等報告書」を「せり又は入札及び相対取引の主要品目卸売価格等報告書」及び「第62条第2項」を「第62条第2項第1号及び第2号」に、「せり売」を「せり」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

第五十五号様式を次のように改める。

第55号様式 (第79条関係)

業種別売上高日計表																		
奈良県中央卸売市場場長 殿															年 月 日			
奈良県中央卸売市場条令第62条第3項の規定により、 年 月分を下記のとおり報告します。															奈良県中央卸売市場 名称及び代表者氏名 部卸売業者			
項目 日	仲卸業者						売買参加者						転送		市場外		合計	
	せり又は入札		相対取引		小計		せり又は入札		相対取引		小計		数量	金額	数量	金額	数量	金額
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1															()	()		
10															()	()		
上旬計															()	()		
11															()	()		
20															()	()		
中旬計															()	()		
21															()	()		
31															()	()		
下旬計															()	()		
合計															()	()		

注 市場外欄の()内は、売買参加者に卸売した物品の取引数量及び金額を記入して下さい。

第六十一号様式を次のように改める。

第61号様式(第85条関係)

支払猶子特約(変更)届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 卸売業者
名称及び代表者氏名 ⑩
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例第69条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の場合

特約の相手方	氏名又は名称 (別紙特約者名簿のとおり。)	
支払約定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支払約定期限		
特約の内容		
その他		

2 変更届出の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第六十二号様式及び第六十三号様式中「買受人氏名」を「卸売の相手方氏名」に改める。
第六十四号様式の次に次の二様式を加える。

第64号様式の2 (第87条の2関係)

卸売業者品質管理責任者等(変更)届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 卸売業者
名称及び代表者氏名 ⑨
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例施行規則第87条の2第1項の規定により、品質管理の責任者及びその責務について、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の場合

施設の取扱品目	
品質管理責任者の責務	
荷受段階	
卸売段階	
保管段階	
その他	

2 変更届出の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第64号様式の3 (第87条の2関係)

仲卸業者品質管理責任者等(変更)届出書

年 月 日

奈良県中央卸売市場場長 殿

奈良県中央卸売市場 卸卸業者
名称及び代表者氏名
(署名の場合は、押印は不要です。)

奈良県中央卸売市場条例施行規則第87条の2第2項の規定により、品質管理の責任者及びその責務について、下記のとおり届け出ます。

1 届出の場合 記

施設の取扱品目	
品質管理責任者の責務	品質管理責任者
販売段階	
配送段階	
保管段階	
その他	

2 変更届出の場合

変更する事項	
変更を必要とする理由	

第七十号様式中「第111条関係」を「第102条の2関係」に改める。

附則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第四十号

農業改良助長法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県改良普及員資格試験条例施行規則及び奈良県林業改良指導員資格試験条例施行規則の廃止)

第一条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 奈良県改良普及員資格試験条例施行規則(昭和二十八年三月奈良県規則第十七号)
- 二 奈良県林業改良指導員資格試験条例施行規則(昭和三十三年四月奈良県規則第十

六号)

(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正)

第二条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年四月奈良県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号中「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第四十一号

奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和五十年三月奈良県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十一条とする。

第八条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第十条とする。

第七条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第九条とする。

第六条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第八条とする。

第五条を第七条とする。

第四条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「知事」を「教育長」に、「第一条」を「第三条」に改め、同条を第五条とする。

第二条を第四条とする。

第一条第一項中「知事」を「教育長」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（知事の権限の委任）

第二条 条例第二項第一項、第五条、第六条、第七条、第八条第一項及び第二項並びに第十一条に規定する知事の権限は、教育長に委任する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第1号様式」を「第3号様式」に、「第2号様式」を「奈良県教育長」に改める。

第四号様式中「第3号様式」を「第5号様式」に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改める。

第五号様式中「第4号様式」を「第6号様式」に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改める。

第六号様式中「第5号様式」を「第7号様式」に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改める。

第七号様式中「第9号様式」を「第8号様式」に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改める。

第八号様式中「第1号様式」を「第6号様式」に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第四十二号

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則（平成十四年三月奈良県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十七条とする。

第十一条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第十六条とする。

第十条中「備考の2」を「備考の3」に、「月額一万二千円」を「別表のとおり」に改め、同条を第十五条とする。

第九条第一項中「奈良県高等学校等奨学金返還猶予（免除）申請書（第四号様式）」を「奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）返還猶予（免除）申請書（第七号様式）」に、「知事」を「教育長」に改め、同条第二項中「知事」を「教育長」に改め、同条を第十四条とする。

第八条を第十三条とする。

第七条中「知事」を「教育長」に改め、同条を第十二条とする。

第六条中「第三号様式」を「第六号様式」に、「知事」を「教育長」に改め、同条を第十一条とする。

第五条中「知事」を「教育長」に、「第二条」を「第六条」に改め、「審査し、」の下に「予算の範囲内で」を加え、「奈良県高等学校等奨学金貸与決定通知書（第二号様式）」を「奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）貸与決定通知書（第五号様式）」に改め、同条を第十条とする。

第四条を第九条とする。

第三条第二項に次の二号を加える。

五 盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部 三年

六 専修学校の高等課程 三年

第三条を第八条とする。

第二条第一項中「条例第二条の規定により奨学金の貸与を受けようとする者は、奈良県高等学校等奨学金貸与申請書」を「条例第二条第一項各号に規定する高等学校、専修学校の高等課程又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に在学する者で、同条の奨学金の貸与を受けようとするもの（以下「在学申請者」という。）は、在学する高等学校等の校長の推薦を受けたうえで、奈良県高等学校等奨学金（修学支援奨学金・育成奨学金）貸与申請書」に、「知事」を「教育長」に改め、同条第二項中第一号を削り、同項第二号及び第三号中「貸与を受けようとする者」を「在学申請者」に改め、同項中第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
第二条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（貸与の予約）

第七条 翌年度に高等学校等へ入学を希望する者で、高等学校等に入学後、条例第二条

第一項第二号の育成奨学金の貸与を受けようとするもの（以下「予約申請者」という。）は、育成奨学金予約申請書（第二号様式）に次に掲げる書類を添えて、在学する学校の校長の推薦を受けたうえで、教育長に提出しなければならない。

一 予約申請者の属する世帯の全員の住民票等の写し

二 予約申請者の属する世帯の全員の所得に関する市町村長の証明書等

2 教育長は、前項の育成奨学金予約申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、予約を認める場合にあつては育成奨学金貸与内定通知書（第三号様式）に、予約を認めない場合にあつては育成奨学金貸与予約審査結果通知書（第四号様式）により、その旨を予約申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により育成奨学金貸与内定通知書を受けた者のうち、条例第二条第一項第二号に該当するものは、高等学校等に入学後、第六条第一項の規定による申請書の提出を行わなければならない。ただし、前条第二項第一号及び第二号に掲げる書類は、省略することができる。

第一条を次のように改める。

（条例第二条第一項第一号ただし書又は同項第二号ただし書の規則で定める場合）

第一条 条例第二条第一項第一号ただし書又は第二号ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 親権者又は未成年後見人と同居し、へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第二条に規定するへき地学校（小学校に限る。）の通学区域に居住し、生活福祉資金の修学資金の貸与を受けている場合

二 昭和三十八年厚生省告示第五十八号（生活保護法による保護の基準。以下「告示」という。）に規定する高等学校等就学費の給付を受けている場合

第一条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（貸与の要件等）

第四条 条例第二条第一項第一号ウに掲げる要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 その者の属する世帯が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護を受けていること（次号に該当する場合を除く。）。

二 その者の属する世帯の全員が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項の規定により市町村民税が非課税とされていること。

三 その者の属する世帯の全員が地方税法第三百二十三条の規定により市町村民税が減免されていること。

四 その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が、告示の例により算定した当該世帯の年収に換算した基準額（以下「収入基準額」という。）の一・五倍に相当する額以内であつて、当該世帯が生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していること。

2 条例第二条第一項第二号アに掲げる要件は、向学心に富み学習態度が良好であつて、学習成績の評定を全履修科目について平均した値が三・〇以上であることとする。

3 条例第二条第一項第二号イに掲げる要件は、その者の属する世帯の全員の年間収入の合計額が収入基準額の一・五倍（特に勉学等に意欲があると認められる場合にあつては、収入基準額の三・〇倍）に相当する額以内であることとする。

（専修学校の高等課程の範囲）

第五条 条例第二条第一項第二号の規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他こ

れらに類する職業に必要な技術の教授を目的とし、修業年限二年以上であるものであつて、工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・福祉関係若しくは商業実務関係の分野に属する専修学校の学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽若しくは美術に関する専修学校の学科であるものうち、その授業が年二回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められているものとする。

第三条の前に次の二条を加える。

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県高等学校等奨学金貸与条例(平成十四年三月奈良県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(知事の権限の委任)

第二条 条例第二項第一項、第五項、第六項、第八項第一項、第九項及び第十項に規定する知事の権限は、教育長に委任する。

本則の次に次の別表を加える。

区分		奨学金の額
第三条第一号の場合		月額 一一、〇〇〇円
第三条 通学困難なため親権者又は未成年後見人と同居を異にして通学する者	国立・公立	月額 一〇、〇〇〇円
	私立	月額 一一、〇〇〇円
第二条 その他の者	国立・公立	月額 五、〇〇〇円
	私立	月額 一七、〇〇〇円

第一号様式中「第2条関係」を「第6条関係」及び「奈良県高等学校等奨学金貸与申

「請書」を「奈良県高等学校等奨学金(修学支援奨学金・育成奨学金)貸与申請書」とし、

貸与を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで	自宅外加算の希望	へき地加算の希望	既に
		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

「

受けている奨学金等の他の制度の有無	有 ・ 無 (名称)	貸与を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで
		第2希望 (注) 第2希望の記載が無い	

」

自宅外加算の希望	へき地加算の希望	既に受けている奨学金等の他の制度の有無
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無 (名称)

修学支援奨学金 育成奨学金
場合、第1希望奨学金が定数超のとき貸与が受けられないことがあります。

に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改め、同様式の次に次の三様式を加え

2。

第2号様式 (第7条関係)

育成奨学金貸与予約申請書

受付番号 ※ 受付年月日 ※

予約申請者	フリガナ氏名	男・女	年 月 日生
	フリガナ住所	郵便番号	-
		電話番号	() -
中学校名	立	中学校 第3学年在籍	修業期間
進学希望校	国公立高等学校	私立高等学校	国立高等専門学校
	その他	修業期間	年
貸与を受けようとする期間	年 月 から 年 月 まで	自宅外加算の希望	へき地加算の希望
		有・無	有・無
		有・無	有・無 (名称)
氏名	続柄	生年月日	職業
1	本人	年 月 日生	備考
2		年 月 日生	
3		年 月 日生	
4		年 月 日生	
5		年 月 日生	
6		年 月 日生	
7		年 月 日生	
8		年 月 日生	

奈良県高等学校等奨学金貸与条例施行規則第七條第一項の規定に基づき、関係書類を添え育成奨学金の貸与の予約を申請します。なお、貸与を受けることとなったときは、奈良県高等学校等奨学金貸与条例及び関係規則等の規定を守ります。

年 月 日

奈良県教育長

殿

貸与申請者

(保護者) 親権者又は未成年後見人

添付書類：□世帯全員の住民票 (住民票簿本、捺印欄の省略のないもの)

□所得に関する市町村長の証明書 (所得証明、課税証明等で所得金額、扶養人数及び課税金額、非課税証明の場合は納税決定の記載されたもの。原則として世帯課税員全員分が必要ですが、被扶養者の方は不要です。)

(注) 1 へき地加算は、へき地自宅通学の希望者が対象です。
2 ※印欄については、記入しないでください。

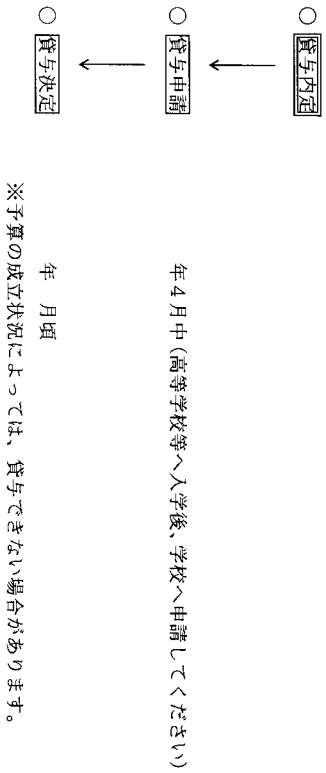
第3号様式 (第7条関係)

年 月 日
様
奈良県教育長 印

育成奨学金貸与内定通知書

提出のあった育成奨学金予約申請書を審査したところ、貸与基準を満たしておりますので通知します。
なお、この通知は奨学金の貸与を決定(保証)するものではありません。
貸与申請は、高等学校等に入学後4月中旬に育成奨学金貸与申請書を在学の学校の校長を経由して提出してください。貸与の決定は、下記の手順により行いますので、ご了承願います。

記



第4号様式 (第7条関係)

年 月 日
様
奈良県教育長 印

育成奨学金貸与予約審査結果通知書

提出のあった育成奨学金予約申請書を審査したところ、下記理由により予約採用できませんのでお知らせします。
ただし、高校入学後、予約申請時の状況等に変更があった場合は、4月中旬までに改めてご相談ください。
貸与申請は、高等学校等に入学後4月中旬に高等学校等奨学金貸与申請書を在学の学校の校長を経由して提出することになります。

記

第二号様式中「第5条関係」を「第10条関係」に改め、「奈良県高等学校等奨学金

」の「下」(修学支援奨学金・育成奨学金)を加え、

貸与期間

年 月から 年 月まで

貸与期間

年 月から

備考

年 月まで

に、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改め、同様式を第五号様式

とする。

収入印紙

はり付け欄

第三号様式中「第6条関係」を「第11条関係」に改め、

を削り、

「奈良県高等学校等奨学金」の「下」(修学支援奨学金・育成奨学金)を加え、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改め、同様式を第六号様式とする。

第四号様式中「第9条関係」を「第14条関係」に改め、「奈良県高等学校等奨学金」の「下」(修学支援奨学金・育成奨学金)を加え、「奈良県知事」を「奈良県教育長」に改め、同様式を第七号様式とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県規則第四十三号

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第一条 県の機関に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術利用条例」という。)で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるもの(県の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)をいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書

イ 商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十三条の八第二項に規定する電子証明書

ウ 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一号に規定する電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、県の機関の定める電子証明書(手続等の告示)

第三条 県の機関は、この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項その他県の機関が必要と認める事項を告示するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して

申請等を行う者は、県の機関の定めるところにより、次に掲げる事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が第二号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録を提出することを妨げない。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行うときに条例等の規定により添付すべき書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げるものを除く。）

2 前項の入力は、県の機関の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続できる機能及び接続した際に県の機関から付与されるプログラムを正常に稼動させられる機能（当該県の機関からプログラムが付与される場合に限る。）を備えた電子計算機を使用して行わなければならない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、県の機関が定める申請等について県の機関の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び前項ただし書に規定する措置とする。

5 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が条例等の規定により書面等以外の有体物の提出を要する場合には、同項の入力に加えて当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

6 県の機関は、第一項の規定により申請等を行う者が同項第二号に規定する書面等又は電磁的記録のうち県の機関が定めるものに記載されている事項を入力するときは、県の機関が定める期間に限り、当該入力事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録を提出させることができる。

7 第一項の規定により申請等を行う者は、事前に入手した識別符号及び暗証符号を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力しなければならない。

8 第一項の規定により申請等を行う者は、条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等を行う場合においては、当該書面等のうち一通に記載されている事項又は記載すべき事項を入力したときは、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又は記載すべき事項の入力がなされたものとみなす。

9 県の機関は、第一項の規定により申請等を行う者が同項第二号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に該当するときは、当該申請等について定めた条例等の規定にかかわらず、県の機関の定めるところにより、当該各号に掲げる事項の入力を要しないものとすることができる。

一 申請等を行う者に係る第二条第二項第二号アに掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

二 申請等を行う者に係る第二条第二項第二号イに掲げる電子証明書を送信するとき申請等を行う者に係る登記事項証明書であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

三 申請等を行う者に係る第二条第二項第二号ウ及びエに掲げる電子証明書を送信するとき 県の機関が定める事項
（電子情報処理組織による処分通知等）

第五条 県の機関は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用した申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ書面等による処分通知等を受けることを求めた場合を除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 県の機関は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受けるべき者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを県の機関の定める方法により申し出た場合に限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする県の機関は、当該処分通知等について規定した条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を県の機関の使用に係る電子計算機から入力し、当該県の機関の

使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。この場合において、当該県の機関は、当該処分通知等が電子署名を要するものと認めるときは、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該情報と併せて当該県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

4 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて記録されるものに限る。)とする。

5 県の機関は、処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から県の機関の定める期間以内に記録しない場合その他県の機関が必要と認める場合においては、第一項及び第二項の規定にかかわらず、書面等により処分通知等を行うものとする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第六条 県の機関は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により電磁的に記録されている事項の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して公開する方法、県の機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第七条 県の機関は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製する方法により行うものとする。

2 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せてファイルに記録されるもの又は磁気ディスクをもって調製されるものに限る。)とする。

(その他の手続等の取扱い)

第八条 県の機関に係る手続等のうち情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、県の機関に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合において必要な事項は、県の機関が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による手続等の告示は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第四十四号

奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(動物取扱業)

第二条 条例第二条第三号の規則で定める用途は、試験研究用又は生物学的製剤の製造の用とする。

(特定動物)

第三条 条例第二条第四号の規則で定める動物(以下「特定動物」という。)は、別表第一に掲げる種(亜種を含む。)とする。

(動物取扱業の登録の申請)

第四条 条例第八条第二項第九号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 動物取扱業の具体的な内容

二 営業開始の予定年月日

2 条例第八条第二項の申請書は、動物取扱業登録申請書（第一号様式）とする。

3 条例第八条第三項第三号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 申請者が法人の場合にあつては、その登記事項証明書

二 動物を飼養又は保管する設備、給水設備、洗浄及び消毒に必要な設備並びにえさ等を保管する設備の配置が分かる飼養施設の平面図

三 動物取扱主任者が条例第十八条第三項に規定する者に該当するものであることを証する書類

四 特定動物を取り扱う場合にあつては、条例第二十一条第一項の許可を受けたことを証する書類

（動物取扱業登録証の様式）

第五条 条例第九条第二項（条例第十一条第三項において準用する場合を含む。）の動物取扱業登録証は、動物取扱業登録証（第二号様式）とする。

（変更の登録の申請）

第六条 条例第十一条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 取り扱う動物の数の変更であつて、当該変更に係る数が十未満であるもの又は変更前の数の三十パーセント未満であるもの

二 動物を飼養又は保管する設備の配置等の変更であつて、当該変更に係る部分の床面積が当該設備を備える施設の延べ床面積の三十パーセント未満であるもの

三 飼養施設の規模の変更であつて、変更前の延べ床面積の三十パーセント未満の面積の変更であるもの

四 動物取扱業の内容の変更であつて、同一種別の範囲内であるもの

2 条例第十一条第二項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 飼養施設を設置する事業所の名称及び所在地

三 登録番号

四 変更の予定年月日

五 変更の理由

3 条例第十一条第二項の申請書は、動物取扱業登録事項変更申請書（第三号様式）とする。

4 条例第十一条第三項において準用する条例第八条第三項第三号の規則で定める書類は、第四条第三項各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に係るものとする。

5 条例第十一条第四項の規定による変更の届出は、動物取扱業登録事項変更届（第四号様式）を提出することにより行わなければならない。

（廃業等の届出）

第七条 条例第十二条の規定による届出は、動物取扱業廃業等届（第五号様式）を提出することにより行わなければならない。

（動物取扱業登録証の再交付の申請）

第八条 条例第十三条第一項の規定による再交付の申請は、動物取扱業登録証再交付申請書（第六号様式）を提出することにより行わなければならない。

（動物取扱主任者の資格）

第九条 条例第十八条第三項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 獣医師

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において獣医学又は畜産学の課程を修めて卒業した者

（立入調査等を行う職員の身分を示す証明書）

第十条 条例第二十条第二項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第四項の身分を示す証明書は、身分証明書（第七号様式）とする。

（特定動物の区分）

第十一条 条例第二十一条第一項の規則で定める動物の区分は、別表第一の特定動物の区分の欄に掲げるものとする。

（特定動物の飼養許可の申請）

第十二条 条例第二十一条第二項の規定による許可の申請は、特定動物飼養許可申請書（第八号様式）を提出することにより行わなければならない。

2 条例第二十一条第二項第六号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。